

飲用井戸の衛生確保について

井戸水(地下水)を飲用に利用されている方に関しては、日頃から安全に利用できるように衛生管理を求められております。飲用とは、飲み水の他にも炊事用、洗面用などの口に入る水の利用をいいます。

①井戸水の汚染を防ぎましょう

設置井戸の周りに柵をするなどして人・動物が立ち入らないようにしてください。また井戸の周りは清潔保持を心がけるようにしてください。

②水の状態を確認しましょう

1 透明なコップに井戸水をくみ異常がないかを調べましょう

⇒色、濁り、臭い、味など異常がないかの確認となります。

2 専門の検査機関で年1回の水質検査を行いましょう

⇒水質基準項目のうち必要11項目等の検査を行って下さい。

③汚染事故が起きたとき

水質検査等で高濃度の有害物質が検出された場合には、直ちに使用を停止してください。また、関係行政機関に自主報告してください。

汚染原因の究明後に必要な改善措置を講じて、水質検査を行い安全であることが判明した後に飲用の再開をしてください。

お問い合わせ先

弥富市役所市民生活部環境課

住所: 弥富市前ヶ須町南本田335

電話番号: 0567—65—1111(内線234)